開催案内

信書便制度説明会

平成28年1/27(水)

会場 東北総合通信局 12階会議室 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎

参加無料

時間 14:00~15:40 (開場:13:30)

主催 総務省 東北総合通信局

通信手段の一つである信書の送達の事業は、平成15年4月に信書便法(「民間事業者による信書の送達に関する法律」)が施行され、郵便事業とは別の信書便事業として制度化され、民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています。

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書の定義、信書便事業の現状等について、第2部では事業許可の申請手続き等について説明します。特に今回は平成27年12月1日に施行された特定信書便役務の範囲の拡大等について説明いたします。この機会に是非ご参加いただき、信書便事業等について深くご理解いただく場とさせていただきます。

(内容)

第1部(利用者・運送事業者等対象)14:00~15:00

- 1. 信書便制度の概要
- 2. 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
- 3. 信書便事業の現状とサービス(利用)事例

第2部(事業参入希望者対象)15:10~15:40

- 1. 特定信書便事業の規律
- 2. 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- 3. 事業開始以降の遵守事項

(申込方法)

(1)FAXでお申込みの場合 FAX番号:022-221-0612

【別紙】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

- (2)Eメールでお申込みの場合 メールアドレス tohoku-shinshobin@soumu.go.jp
- 件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙】参加申込書の内容を入力し、送信してください。
- (3)受付期間は平成28年1月21日まで。

なお、定員40名(申込順)になり次第、締め切らせていただきます。

(お問い合わせ)

総務省 東北総合通信局 信書便監理官 和智 TEL022-221-0631

